

オオクチバス等の再放流禁止の委員会指示

長野県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年3月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

平成20年6月1日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成20年12月1日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。